４０６会公告第１４１号
令和８年１０月２９日

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。
令和８年１０月２９日

分任契約担当官
陸上自衛隊相馬原駐屯地
第４０６会計隊長　野田　幸司
（　公　印　省　略　）

１　工事概要
(1)　工事名　　（８）１１号建物空調機据付工事
(2)　工事場所　相馬原駐屯地（仕様書のとおり）
(3)　工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。
　　電気設備工事、機械設備工事（仕様書のとおり）
(4)　工　期　　令和９年３月３１日まで
(5)　本工事は、 工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

２　競争参加資格
(1)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2)　防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「**電気工事**」で級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
(4)　防衛省競争参加資格「**電気工事**」に係る等級が**Ｃ等級以上**であること。
(5)　平成22年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、「**電気工事**」で工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。
　また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利

用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6)　(5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

(7)　次の基準を全て満たす主任技術者を当該工事に配置できること。

ア　**２級電気工事施工管理技士**又は前述の同等以上の資格を有する者である。

なお上記アの「これと同等以上の資格を有する者」とは次のいずれかの者

(ｱ)　**１級電気工事施工管理技士**

(ｲ)　同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

イ　平成22年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

(8)　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北関東防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．3．31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9)　第４０６会計隊が発注した「**電気工事**」のうち、令和３年度以降令和７年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

(10)　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該教導隊の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11)　入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

(12)　北関東防衛局内（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県）に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(13)　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

(14)　情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加は認めない。

３　入札手続等

(1)　担当部局

ア　入　札

〒３７０－３５９４　群馬県北群馬郡榛東村新井１０１７－２
陸上自衛隊相馬原駐屯地　第４０６会計隊
担当　小宮（こみや）
TEL０２７９－５４－２０１１（内線２３６９）
FAX０２７９－５４－６９６０
メールアドレス：406fin-ea@inet.gsdf.mod.go.jp

イ　仕様書

３７０－３５９４　群馬県北群馬郡榛東村新井１０１７－２
陸上自衛隊相馬原駐屯地　業務隊管理科営繕班
担当　新井（あらい）
TEL０２７９－５４－２０１１（内線２３３６）

(2)　入札説明書の交付期間等

ア　交付期間

令和８年１０月２９日から令和８年１１月１３日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く）の毎日、午前８時15分から午後５時00分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ　交付場所

(1)の担当部局において交付を行う。交付を希望する場合は事前に連絡を行うこと。

(3)　申請書及び資料の提出期限等

ア　提出期限　令和８年１１月１３日（金）午後５時００分

イ　提出方法　(1)の担当部局に持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出する。

(4)　入札書の受領期限等

ア　受領期限　令和８年１１月２６日（木）午後５時００分

イ　提出方法　(1)の担当部局に持参又は郵送等する。

(5)　開札の日時及び場所

ア　日時　令和８年１１月２７日（金）午後３時００分

イ　場所　陸上自衛隊相馬原駐屯地会計隊入札室

(6)　再度入札の日時及び場所等

入札参加者に対し、別に示す。

4　その他

(1)　手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札保証金　免除

(3)　契約保証金　要

ア　落札者は、この契約の締結と同時に、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、(ｵ)の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(ｱ)　契約保証金の納付

(ｲ)　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(ｳ)　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、

発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(ｴ)　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(ｵ)　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(ｶ)　銀行等又は保証事業会社による契約保証の予約

イ　受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

ウ　アの保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負金額の１０分の１以上としなければならない。

(4)　入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ　入札に関する条件に違反した入札

(5)　落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6)　落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第 86 条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(7)　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(8)　低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の 10 分の２以内とする。

(9)　契約書作成の要否

要。

(10)　契約書の適用条項

入札説明書別冊「契約書（案）」で示す。

(11)　関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ。

(12)　競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13)　詳細は、入札説明書による。

仕様書番号	Ｒ７－５４
作成年月日	令和８年１０月２０日
作成部隊名	相馬原駐屯地業務隊管理科

１１号建物空調機据付役務

工事名称	１１号建物空調機据付役務		
図面名称	表紙		
縮　尺	－	図面番号	１／１０

特記仕様書

１　役務件名
　　１１号建物空調機据付役務

２　役務場所
　　群馬県北群馬郡榛東村新井１０１７－２　陸上自衛隊相馬原駐屯地　１１号建物

３　役務概要
　　空調機据付及び電源接続　９台

４　役務内容
　　空調機の室外機及び室内機を取付け、機械室キュービクルから配線を引き、接続するもの。

５　空調機取付
(1)　取り付ける空調機は下記のもの（官給品支給）とする。

製造元	型　式　・　規　格	数　量	備　　考
日立	ＲＰＣ－ＧＰ６３ＲＳＨ９　２．５馬力 室外機：ＲＡＳ－ＧＰ６３ＲＳＨ３ 室内機：ＲＰＣ－ＧＰ６３ＫＡ　天吊り	５　台	三相２００Ｖ　ワイヤードリモコン付 １階：１台 ２階：２台 ３階：２台
	ＲＰＣ－ＧＰ４０ＲＳＨ９　１．５馬力 室外機ＲＡＳ－ＧＰ４０ＲＳＨ３ 室内機：ＲＰＣ－ＧＰ４０ＫＡ　天吊り	４　台	三相２００Ｖ　ワイヤードリモコン付 １階：２台 ２階：１台 ３階：１台

(2)　空調機本体の取付において、使用する材料については下記のもの又は同等品以上のものとし、請負者が用意するものとする。

品　　名	規　格　・　型　式	数　　量	備　　考
室外機架台	SUS　壁掛	１　　組	1F東側スロープ部
	縁石ブロック	８　　台	
冷媒被覆銅管	6.4φ-12.7φ（保温0.8）	１２５ｍ	
ドレン材	VP20	１２５ｍ	
断熱ドレンホース		１８　ｍ	
化粧カバー	屋内保温用　継手共	４３　ｍ	
メタルジャケット	屋外保温用　継手共	１　　式	
雑材	冷媒管、ドレンホース各継手、支持材等	１　　式	

※　上記の数量は参考数量とする。

工事名称	１１号建物空調機据付役務		
図面名称	特記仕様書１		
縮　尺	－	図面番号	２／１０

(2)　空調機用電源配線の敷設について、使用する材料については、下記のもの又は同等品以上のものとし、請負者が用意するものとする。

品　　名	規　格　・　型　式	数　量	備　考
６００Ｖポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル	EM-EEF2.0-3	125 ｍ	渡り配線
ビニルキャブタイヤコード	VCTF0.5mm　2C	９０ｍ	リモコン線
配線モール	リモコン配線用	１　式	
動力分電盤	主MCCB3P100A　分岐ELB3P15A×2	１　面	屋内壁掛　P-1
	主MCCB3P100A　分岐ELB3P15A×8（予備1回路含）	１　面	屋外壁掛　P-2
６００Ｖ架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル	38口	１０ｍ	QB～分電盤P-1 ラック内
		３５ｍ	分電盤P-1～P-2
	3.5口-4C	160 ｍ	分電盤P-1・P-2～各空調機
		４０ｍ	分電盤P-1～東側空調機（廊下～本体）天井転がし　ラッキング共巻
		１０ｍ	分電盤P-1～東側空調機（機械室）ラック内
６００Ｖ耐燃性ポリエチレン絶縁電線	8口	４５ｍ	アース線
厚鋼電線管	G54　露出	３５ｍ	分電盤P-1～P-2（外部）
	G28　露出	160 ｍ	分電盤P-1・P-2～各空調機
薄鋼電線管	E63　露出	１０ｍ	機械室内
屋外配管支持材	ブラケット　L700（スーパーダイマ）	２４個	電線管支持用
２種金属製可とう電線管	呼び径50φ　EXP用　L＝1,000	４　本	
	呼び径28φ　EXP用　L＝1,000	１６本	
プルボックス	300×300　SUSカブセ蓋　E付	３　個	
	200×200　SUSカブセ蓋　E付	１　個	
	300×300　鉄平蓋　E付	１　個	
雑材消耗品	分電盤・電線管支持材、電線管付属品及び各消耗品等	１　式	

※　上記の数量は参考数量とする。

(3)　上記の他、空調機据付において必要となる材料については、適正な接続、処置に必要となる材料を請負者が見積り、用意するものとする。
(4)　壁面のコア抜きについては下記を基準とする。
　　室外機、室内機接続用：７５Φ
　　動力線敷設用　　：５０Φ
(5)　室内については、作業範囲をビニルシート等で養生するものとする。
(6)　足場は、脚立足場（1.8m程度）、高所作業車（17m 程度）等を使用するものとする。
(7)　ドレン管については、除湿水が停滞しないよう、勾配に十分配慮して配管するものとする。
(8)　室外機は地上設置または１階壁掛設置とする。

６　その他
(1)　作業実施日については、監督官と協議すること。
(2)　本役務に従事する作業者は、第二種電気工事士等の資格を有するものが行うこととし、作業実施前までに、官側へ免状の写しを提出すること。
(3)　事前に現地を確認のうえ、役務実施計画書を作成し、監督官に提出するものとする。
(4)　現場代理人を請負者から１名選出し、作業現場に常駐させること。
(5)　据付を実施する建物については、ＲＣ造５階建てとする。
(6)　作業において必要となる重機、発電機等については請負者が用意するものとする。
(7)　空調機の取付完了後、試験運転を行い、正常に稼働することを確認すること。
(8)　官給品に不具合が見られた場合は、監督官と調整するものとする。
(9)　役務完了後、検査官の検査を受け、提出書類の合格をもって役務完了とする。
(10)　本役務における保証は、完成検査合格後１年間とする。

共通仕様書

１　総　則

(1)　本特記仕様書は、陸上自衛隊相馬原駐屯地における役務について、共通的な必要事項を規定する。

(2)　本役務の仕様は、設計図書に記載してある事項のほか、特記仕様書、共通仕様書、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修標準仕様書、防衛省整備計画局制定の土木工事共通仕様書・防衛施設共通仕様書、建築保全センター発行建築保全業務共通仕様書及び、関係法令、並びに官側の指示による。

２　適用範囲

本特記仕様書は、該当役務に関連する事項のみ適用する。

３　軽微な変更

現場の納まり、取合せ等のための軽微な変更は、官側の指示により行う。この場合、請負金額のの増減又は納期の延長はしない。また、施工に当たって当然必要と思われる事項は、官側の指示を受け請負者の責任において実施する。

４　使用材料

(1)　使用材料はすべて新品とし、本仕様書に記載された製品又は同等品以上とする。

(2)　材料は官側の検査を受け、合格したものを使用する。

(3)　材料は日本工業規格（ＪＩＳ）等を標準とし、これらの規格のないものについては官側の指示を受ける。

(4)　材料置場等は、官側の指示した場所とする。

５　施工の検査

役務は、あらかじめ官側の指定した工程に達したときに検査を受け、合格後、次の工程に移る。

６　役務立会

(1)　役務完了後、外部から目視できなくなる箇所は、官側に立会の有無を確認の上、施工する。

(2)　仕上げの色合等は、あらかじめ見本を官側へ提出し、承諾を得る。

７　水道、電気料の使用

役務に必要とする電気、水は、請負者側が負担する。

８　諸法規等の厳守

請負者は、労働基準法、職業安定法、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び、関係各法規並びに当該工事に関する諸法規、官側の規定を厳守し、役務の円滑な進捗を図る。

９　後片付け

役務終了に際しては、作業現場の後片付け及び清掃を実施する。

工事名称	１１号建物空調機据付役務		
図面名称	共通仕様書（１）		
縮　尺	ー	図面番号	４／１０

10　発生材の処置

金属類については、発生材調書とともに監督官の指示を受け指定された場所に、整理のうえ引き渡す。それ以外の物については、関係法令等に従い適切に処理し、マニフェストＥ票の写しを監督官に提出する。

11　完成検査

請負者は、本仕様書の役務を完了した場合は、速やかに官側の完成検査を受けるものとする。なお、検査結果に不合格の箇所が生じた場合は、直ちに手直しを行い、再度検査を受けるものとする。その際、手直しに関する契約納期の延長はしない。

12　作業現場の管理

(1)　作業現場への作業者、その他の出入りの管理、風紀衛生の取締り、火災、盗難、及びその他事事故防止については、受注者の責任でこれを管理する。

(2)　作業現場は、常に整理整頓及び清掃を行い安全管理に努める。

(3)　作業現場及びその周辺にある既設構造物に損傷を及ぼさないよう十分な防護を施すこと。万一損傷を与えた場合は、請負者の負担において修復する。

13　安全管理

(1)　作業者は、安全管理に万全を期する。

(2)　作業場所又はその付近で作業を行うときは、表示又は見張人を置く等、安全確保に努める。

(3)　現場代理人は、常駐とする。

14　工程表及び施工計画書

請負者は、請負契約成立後、役務予定表を早期に官側に提出し、役務の手順及び、実施計画について承認を受けた後でなければ、開始してはならない。

15　提出書類

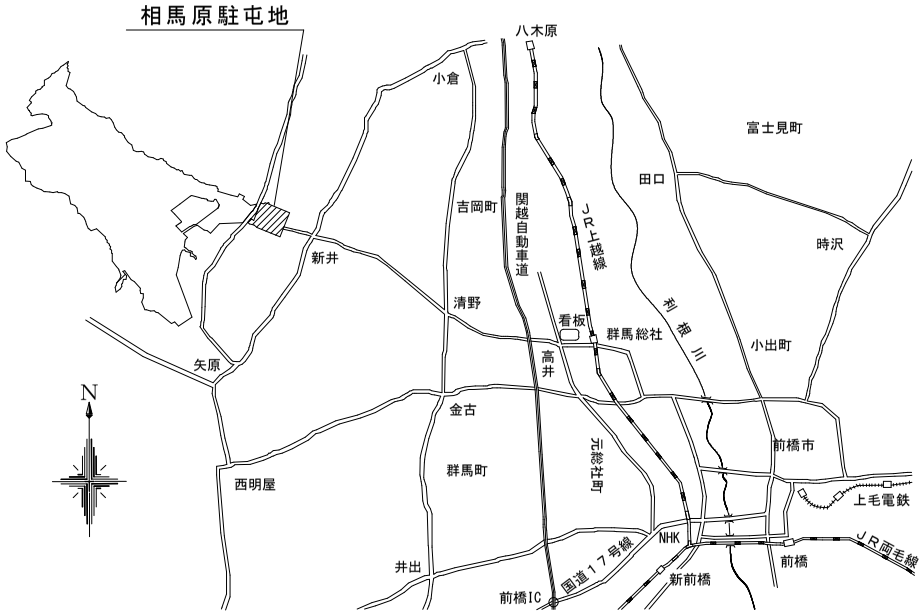
請負者は、契約後、速やかに官側の指示する書類を提出する。

16　役務写真

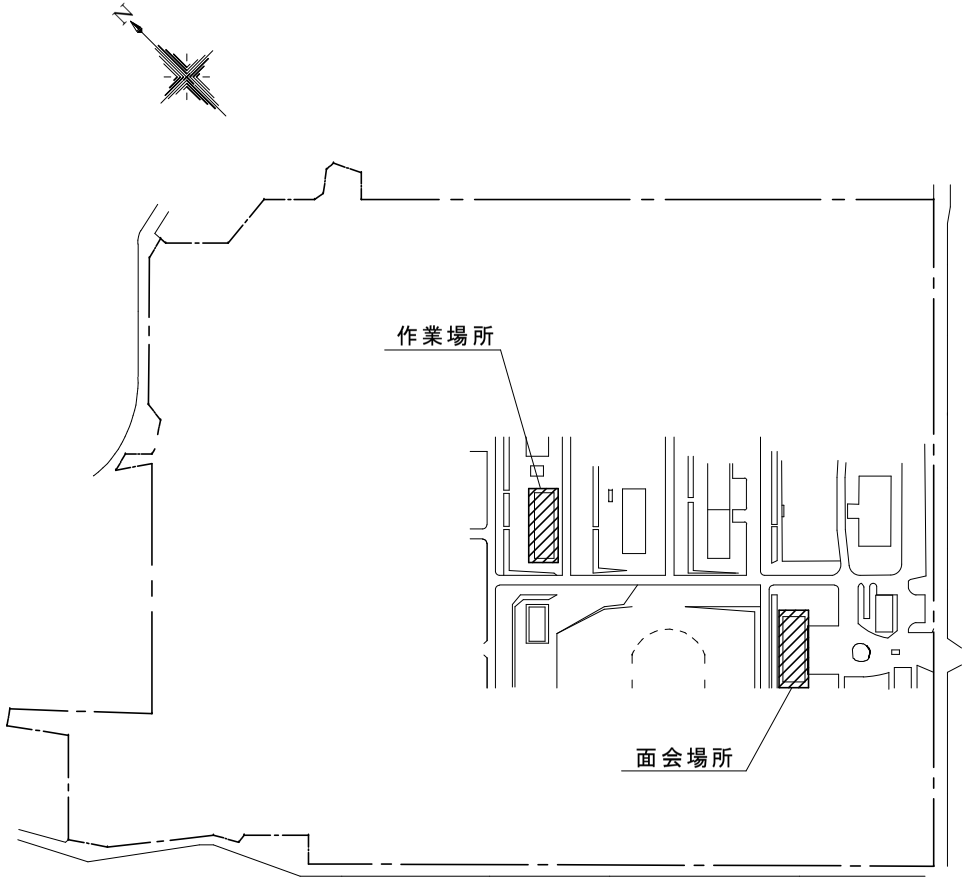
請負者は、官側の指示に従い、使用材料、役務前・中・後、役務隠ぺいとなる箇所、主要な役務段階の状況及び、その他監督官の指示した箇所の写真を予定表順に役務写真帳に整理し、官側に提出する。なお、使用材料は、搬入の都度、本役務に係る全数量・規格がわかるように撮影すること。

17　疑　義

仕様書に明記なき事項又は、その内容において疑義が生じた場合は、当該箇所の役務を一時中断し、官側の指示を受けた後、再開する。

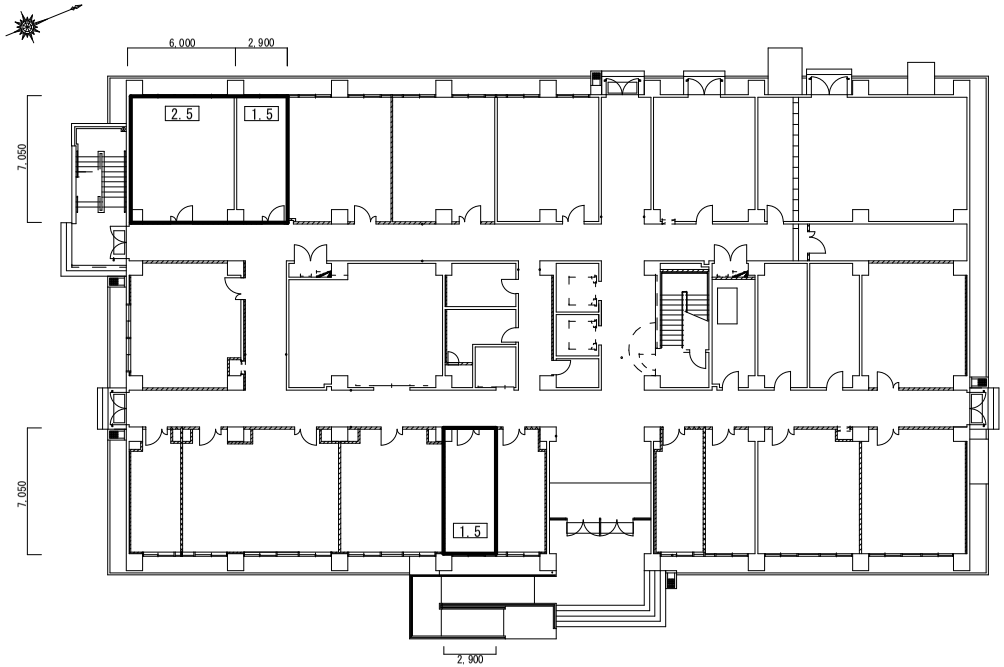


案内図　S=1/Non

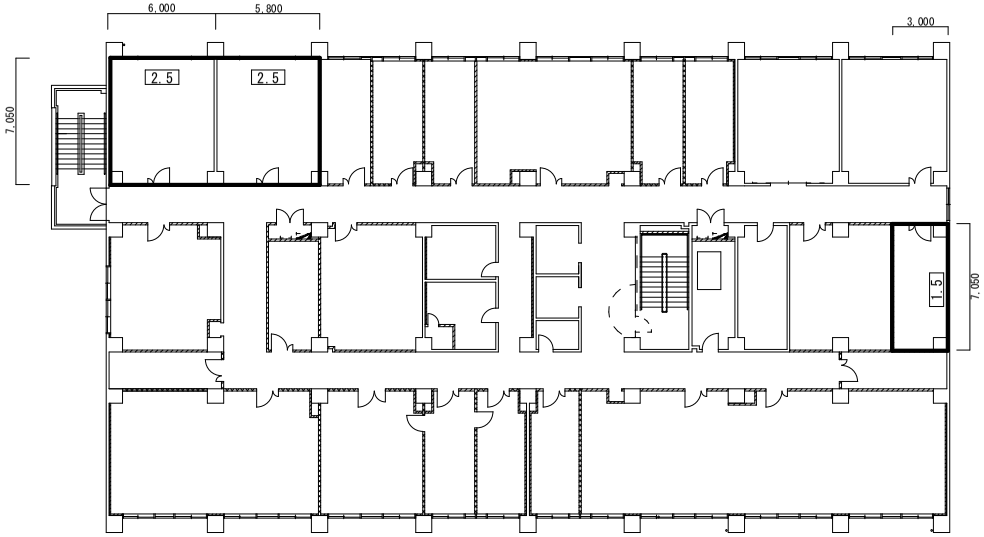


配置図　S=1/Non

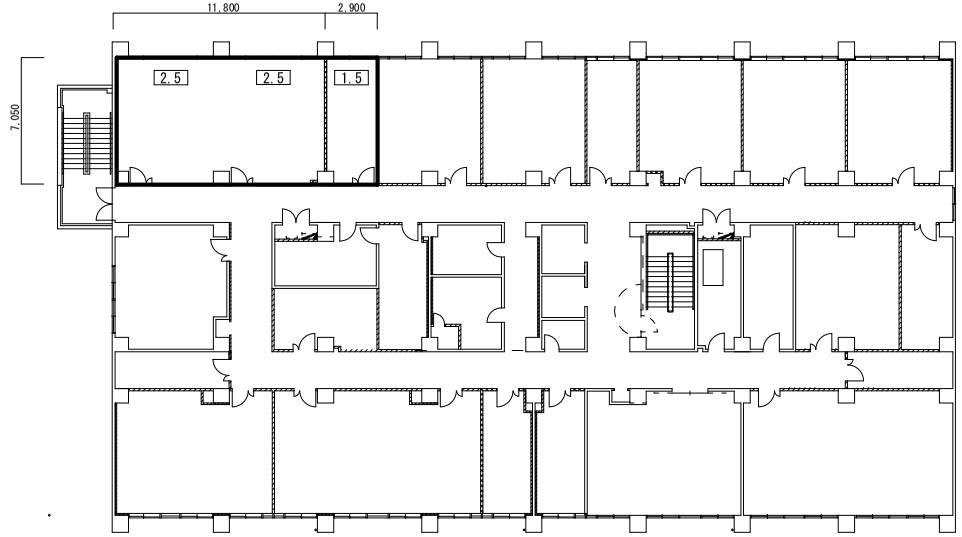
件　　名	１１号建物空調機据付役務	縮　　尺	－
種　　別	案内図・配置図	図面番号	６／１０
陸上自衛隊相馬原駐屯地業務隊管理科			



１１号建物　室内機据付（１Ｆ）　平面図　S＝1/Non



１１号建物　空調機据付（２Ｆ）　平面図　S＝1/Non



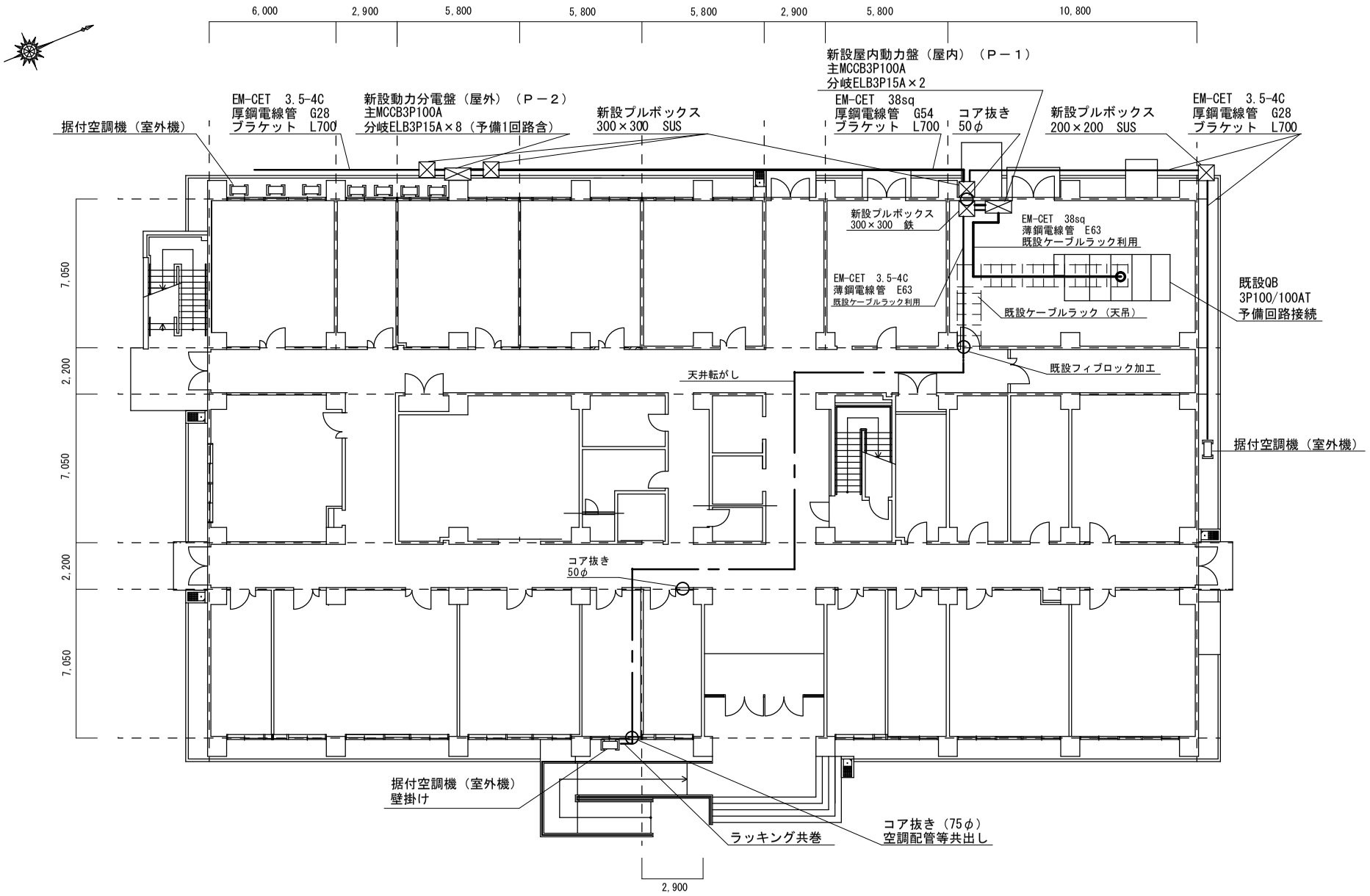
１１号建物　室内機据付（３Ｆ）　平面図　S＝1/Non

凡例

2.5　：天吊りエアコン（２．５馬力）据付位置
室内機：ＲＡＳ－ＧＰ６３ＲＳＨ３
室外機：ＲＰＣ－ＧＰ６３ＫＡ

1.5　：天井吊りエアコン（１．５馬力）据付位置
室内機：ＲＡＳ－ＧＰ４０ＲＳＨ３
室外機：ＲＰＣ－ＧＰ４０ＫＡ

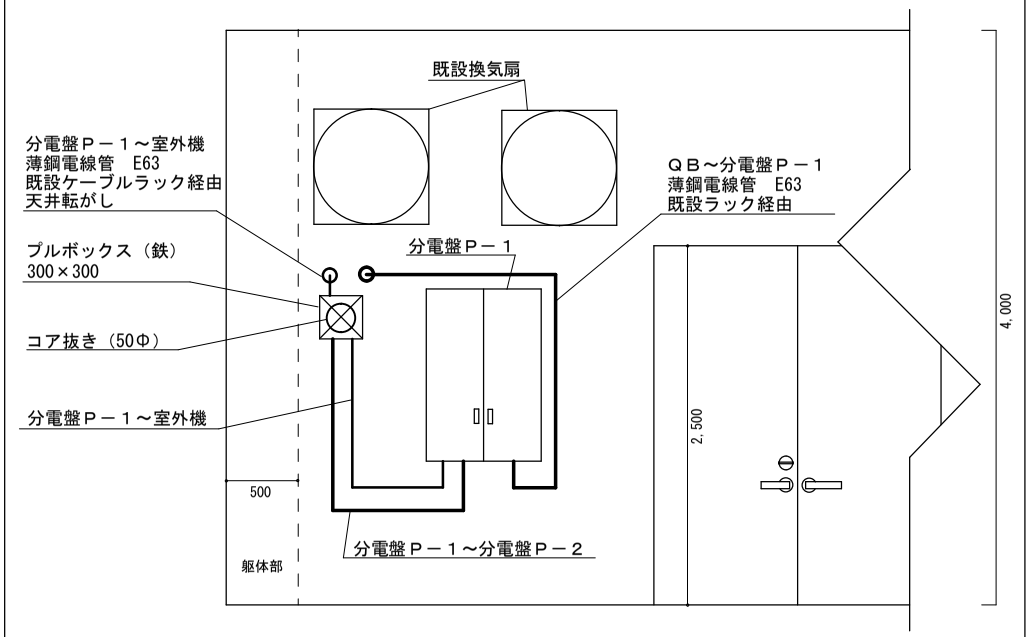
工事名称	１１号建物空調機据付役務		
図面名称	平面図		
縮　尺	－	図面番号	７／１０



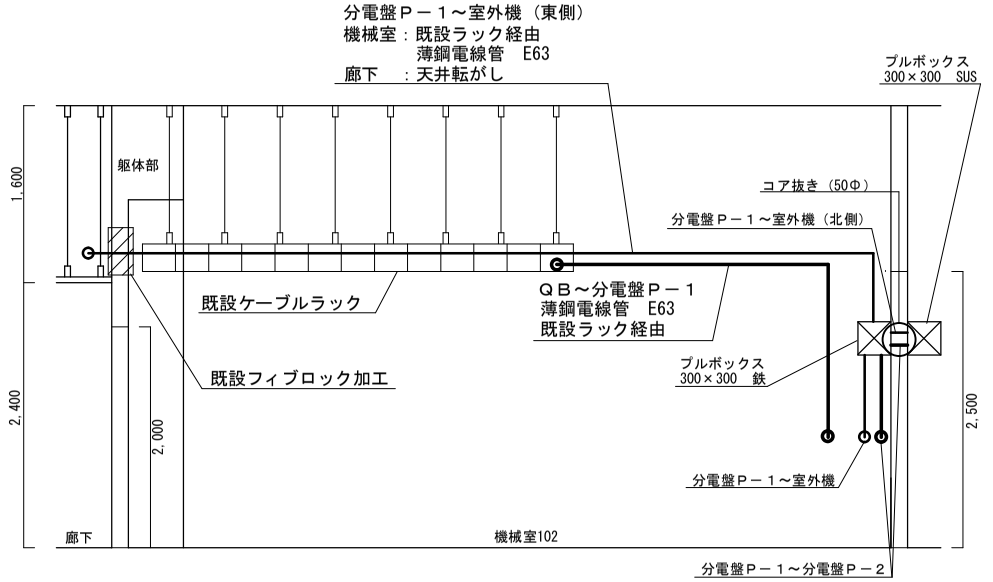
配線敷設参考図（平面図）　S＝1/Non

工事名称	１１号建物空調機据付役務		
図面名称	平面図		
縮　尺	－	図面番号	８／１０

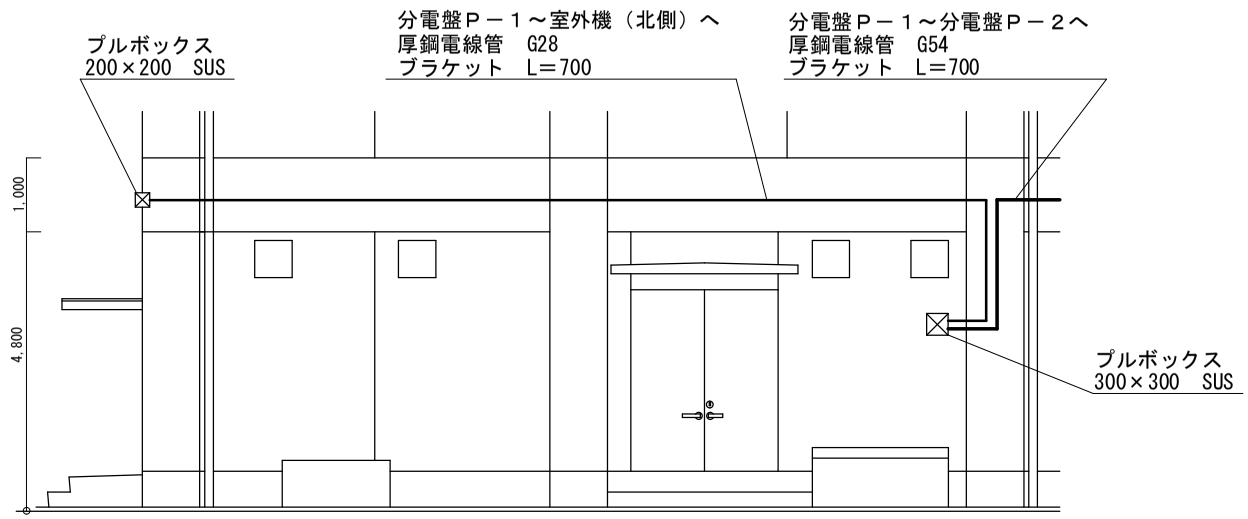
配線敷設参考図（機械室Ａ面展開図）　S=1/Non

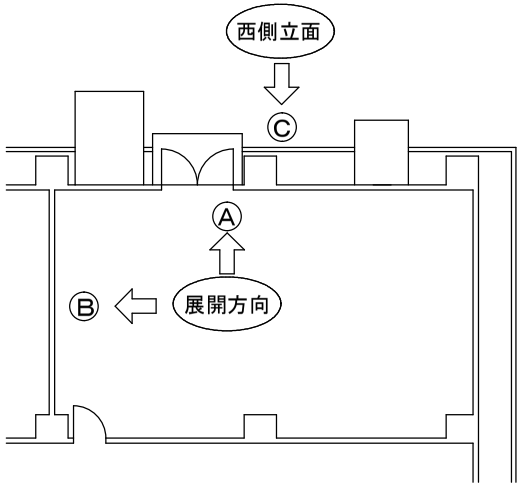


配線敷設参考図（機械室Ｂ面展開図）　S=1/Non



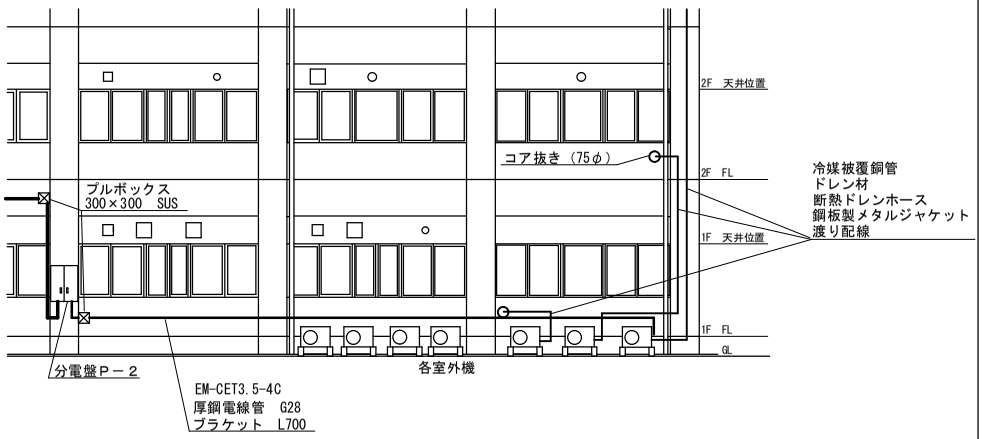
配線敷設参考図（機械室外Ｃ面立面図）　S=1/Non





工事名称	１１号建物空調機据付役務		
図面名称	展開図・立面図		
縮　　尺	－	図面番号	９／１０

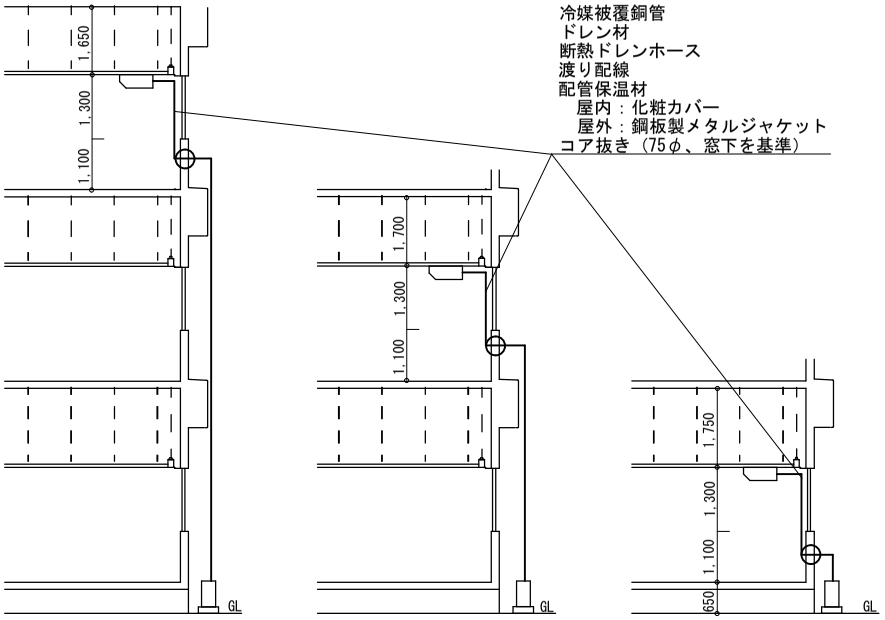
空調機据付参考図（西面立面図）　S＝1/Non



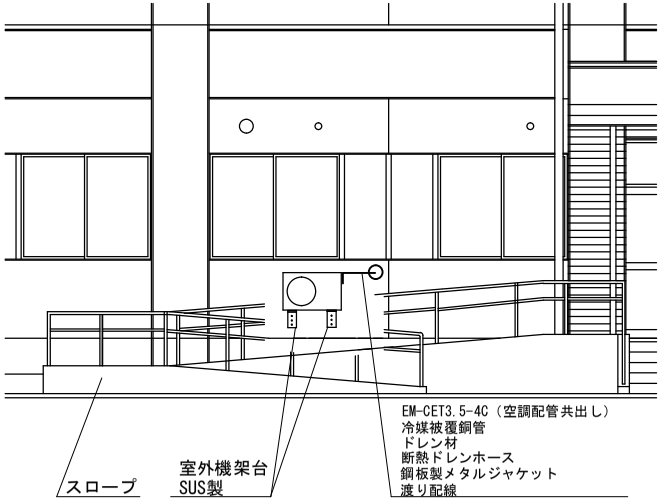
1　上記の図は据付の参考とし、室外機設置位置、コア抜き位置及び配線、配管の位置については、現地を確認の上、監督官と調整して決定するものとする。

2　配管、配線等が窓にかからないように据付けること。

空調機据付参考図（矩計図）　S＝1/Non



空調機据付参考図（東面立面図）　S＝1/Non

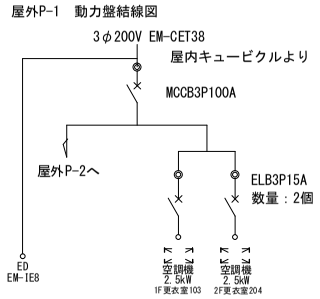


1　空調機動力配線を屋内から冷媒配管等と共出し

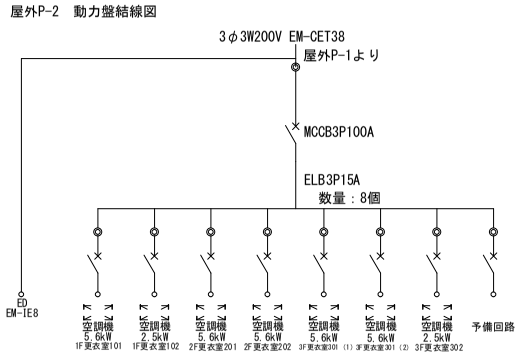
2　スロープによる傾斜があるため、この面のみ室外機架台による壁掛け設置を基準とする。

結線図

分電盤Ｐ－１



分電盤Ｐ－２



工事名称	１１号建物空調機据付役務		
図面名称	立面図・矩計図・結線図		
縮　尺	－	図面番号	１０／１０

入　札　説　明　書

陸上自衛隊相馬原駐屯地第４０６会計隊の（８）１１号建物空調機据付工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　入札公告日　令和８年１０月２９日

２　契約担当官等
分任契約担当官陸上自衛隊相馬原駐屯地第４０６会計隊長　野田　幸司
〒３７０－３５９４ 群馬県北群馬郡榛東村新井１０１７－２

３　工事概要
(1)　工事名
（８）１１号建物空調機据付工事
(2)　工事場所
相馬原駐屯地（仕様書のとおり）
(3)　工事内容及び工事範囲
別冊図面及び仕様書のとおり。
(4)　工　期
令和９年３月３１日まで
(5)　使用する主要な資機材
仕様書のとおり。
(6)　その他
ア　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
イ　本工事は、数量公開の対象工事であり、設計数量を参考数量として公開することとしており、手続きの詳細は、別添１「数量公開の説明書」を参照するものとする。

４　競争参加資格
(1)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2)　防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「**電気工事**」で級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
(4)　防衛省競争参加資格の「**電気工事**」に係る等級（資格審査結果通知書の記３の等級）が**Ｃ等級以上**であること。

(5)　平成22年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、「**電気工事**」で工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP））（13．12．19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCP））（19．７．30）、工事成績評定要領について（経施第4404号）（21．３．31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号）（27．10．1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号）（28．３．31）に基づく工事成績評定通知書（以下「工事成績評定通知書」という。）の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6)　(5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で評定点合計が65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者（個別の工事に応じて、工種別に明示すること。）

(7)　次の基準を全て満たす主任技術者を当該工事に配置できること。

ア　**２級電気工事施工管理技士**又は前述と同等以上の資格を有する者である。

なお上記アの「これと同等以上の資格を有する者」とは次のいずれかの者

(ｱ)　**１級電気工事施工管理技士**

(ｲ)　同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

イ　平成22年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、その成績が65点未満のものを除く。

(8)　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北関東防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9)　第４０６会計隊が発注した「**電気工事**」のうち、令和３年度以降令和７年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が 65 点以上であること。

(10)　上記３(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11)　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。以下同じ。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第６条第２項の規定に抵触するものではない。

ア　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ｱ)　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(ｲ)　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ｱ)　一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ａ　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a)　会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b)　会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c)　会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d)　会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ｂ　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ｃ　会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ｄ　組合（共同企業体を含む。）の理事

ｅ　その他業務を執行する者であって、ａからｄまでに掲げる者に準ずる者

(ｲ)　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下管財人という。）を現に兼ねている場合

(ｳ)　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合及び上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(12)　北関東防衛局内（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県

、長野県）に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(13)　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

(14)　情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加は認めない。

5　担当部局

(1)　工事全般に関する事項

〒370-3594 群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2
陸上自衛隊相馬原駐屯地　業務隊管理科営繕班
担当者　新井（あらい）
TEL 0279-54-2011（内線２３３６）

(2)　入札手続きに関する事項

〒370-3594 群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2
陸上自衛隊相馬原駐屯地第406会計隊
担当者　小宮（こみや）
TEL 0279-54-2011（内線２３６９）
FAX 0279-54-6960
メールアドレス：406fin-ea@inet.gsdf.mod.go.jp

6　競争参加資格の確認等

(1)　本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4(1)及び(5)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において 4(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記 4(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおり。

ア　提出期間

令和８年１０月２９日から令和８年１１月１３日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前 8 時 15 分から午後 5 時 00 分まで。（正午から午後 1 時までの間を除く。）

イ　提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出

ウ　提出場所

上記５に同じ。

(2)　申請書は、別紙第１により作成する。

(3)　資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成 22 年度以降入札公告日までに工事が完成し、引き渡しが済んでいるものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績（別紙第 2）」及び「配置予定の技術者（別紙第 3）」に記載する工事が、平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア　同種の工事の施工実績

上記 4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を 1 件記載する。記載様式は別紙第２とし、図面、写真等を引用する場合も含め、Ａ４版１枚に記載する。

イ　配置予定の技術者

上記 4(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、別紙第３に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は１件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第 86 条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ　工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成 13 年 12 月 25 日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を別紙第４に記載すること。

エ　契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、その写し（詳細を含む。）を添付するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

(4)　情報保全に係る履行体制についての確認

令和2年4月1日から公告日までの間に、防衛省発注機関が発注した工事を完成（完了）した実績を有している者は別紙第５の誓約書を提出し、有していな

い者は別紙第６の誓約書を提出すること。

(5)　競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、申請時に提出された返信用封筒により、**令和８年１１月２０日**までに通知する。返信用封筒の提出がされなかった場合はFAX又は電子メールにて通知する。

(6)　その他

ア　申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ　契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ　提出された申請書等は、返却しない。

エ　提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ　申請書等に関する問い合わせ先　上記5に同じ。

7　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1)　競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について､次に従い説明を求めることができる。

ア　提出方法

書面（様式は自由とする。）を上記５に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

イ　提出期間

上記 6(5)の通知の日から**令和８年１１月２５日**まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時 15 分から午後５時 00 分まで（正午から午後１時までの間を除く。）。

(2)　契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、**令和８年１１月２６日**までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

8　入札方法等

(1)　入札書の提出方法等

ア　提出期限

令和８年１１月２６日（木）午後５時００分まで（正午から午後１時までの間を除く。）。

イ　提出場所

上記５に同じ。

ウ　提出方法

入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きする。さらに、これらを１つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示又は同封する。

その際、郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するよう発送し、発送後速やかに担当部局に電話連絡する。

なお、入札書及び工事費内訳明細書が提出期限までに持参又は到達しない場合には、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。

(2)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び

地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載する。

(3)　入札回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札において落札者がいない場合は、３回目の入札を執行する場合もある。なお、予決令第９９条の２の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

9　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金

免除

(2)　契約保証金

要

ア　落札者は、この契約の締結と同時に、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、(ｵ)の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(ｱ)　契約保証金の納付

(ｲ)　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(ｳ)　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(ｴ)　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(ｵ)　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険

(ｶ)　銀行等又は保証事業会社による契約保証の予約

契約の締結

イ　受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

ウ　アの保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負金額の１０分の１以上としなければならない。

10　工事費内訳明細書の提出

(1)　第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出しなければならない。

(2)　工事費内訳明細書の作成方法

ア　交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあっては規格・寸法）、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。

また、**材料費**及び**労務費**並びに**法定福利費**（建設工事に従事する労働者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、**安全衛生経費**（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成２８年法律第１１１号）第１０条に規定する建設工事従事者の安全及び健 康の確保に関する経費をいう。）及び**建設業退職金共済契約**（中小企業退職金共済法（昭和３４年法律第１６０号）第２条第５項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）**に係る掛金**（以下「法定福利費等」という。）

イ　交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ　　工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（紙入札方式による場合は、必ず押印する。）並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3)　工事費内訳明細書の提出方法等

ア　提出期限

上記 9(1)アに同じ。

イ　提出場所

上記 9(1)イに同じ。

ウ　提出方法

上記 9(1)ウを参照

(4)　提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

(5)　工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6)　提出された工事費内訳明細書の確認の結果、別紙第７の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

(7)　提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8)　提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。

この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。

(9)　工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

11　開札

(1)　開札の日時及び場所

ア　開札日時　令和８年１１月２７日（金）午後３時００分

イ　開札場所　陸上自衛隊相馬原駐屯地第４０６会計隊入札室

(2)　開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、郵便等などの入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(3)　開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。

(4)　(3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

(5)　第１回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から連絡する。

12　入札の無効

(1)　次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ　現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記４に掲げる資格のないものは競争参加資格のない

者に該当する。

(2)　(1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

13　落札者の決定方法

(1)　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(2)　(1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(3)　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

低価格入札に係る特別重点調査については別添２のとおり。

(4)　本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。工事費内訳明細書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかに確認を行う。

ア　理由の確認方法：対面または電話によるヒアリング

イ　その他：ヒアリング日時等については別途連絡する。ヒアリングに応じない場合、理由を回答しない場合には入札に関する条件に違反した入札として無効にする場合がある。

14　情報保全に係る履行体制についての最終確認

入札の結果、落札予定者となった者に対し、情報保全に係る履行体制についての確認のため、別紙第８から別紙第１１までの資料を求めることがある。提出期間は、資料提出要請の日からおおむね３営業日程度とするので、事前に準備しておくこと。提出された資料では情報保全に係る履行体制について適切な体制を有すると確認できない者に対しては、追加資料を求めたりヒアリングを行うこともある。提出期限内に資料提供できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者及び当該追加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者については、競争参加資格を取り消し、その者の入札を無効とすることがある。

15　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

16　契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

17　支払条件

請負金額が 300 万円以上の場合、前払金保証証書の預託を条件に、申請に基づき請負金額の 10 分の４以内の範囲内で前金払に応ずる。（低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金の 10 分の２以内とする。）

18　火災保険付保の要否

要

19　再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は７(2)の回答を受けた日の翌日から起算して 7 日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

(1)　提出期間

令和８年１１月２７日から令和８年１２月７日まで（行政機関の休日を除く。）の午前 8 時 15 分から午後 5 時 00 分までに行うこと。

(2)　提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記 5 に同じ。

20　関連情報を入手するための照会窓口

上記 5 に同じ。

21　その他

(1)　入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。

(3)　申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4)　落札者は６(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置する。

標準競争参加資格確認申請書作成要領

（８）１１号建物空調機据付工事に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この作成要領に基づき「一般競争参加資格確認申請書」「同種の工事の施工実績」「配置予定の技術者」「誓約書（実績ありの場合又は実績なしの場合）」を作成の上、各１部提出して下さい。また、「同種の施工実績」が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事以外の者又は平成１３年１２月２５日以前に完成した者については、「工程管理に対する技術的所見」を作成の上、１部提出して下さい。

なお、これらの資料は、競争参加資格を確認するための基礎資料として提出していただくものです。

記

１　一般競争参加資格確認申請書

(1)　住所、商号又は名称及び代表者名等を記載し申請してください。

(2)　返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼付した長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。FAX又は電子メールにより申請する場合は、この限りではありません。

２　同種の工事の施工実績

貴社が元請（共同企業体による施工は、出資比率が２０％以上とする。）として施工実績のある同種の工事について記載して下さい。

(1)　同種の工事とは次の事項を全て満足するものをいいます。

元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、「**電気工事**」で施工した実績を有すること。

(2)　記載する工事は、平成18年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを１件記載して下さい。

なお、同種工事との判断が難しい場合は３件程度まで記載されても可とします。

(3)　記載する工事が、平成１３年１２月２５日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）。13．12．19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という）並びに工事成績。評定要領について（施本建第134号（CCP）。19．７．30）、工事成績評定要領について（経施第4404号。21．３．31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27．10．1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号。28．３．31）に基づく工事成績評定通知書「（以下「評定通知書」という。）の写しを添付して下さい。なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。

(4)　「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。

(5)　「契約金額」は、円単位で記載して下さい。
(6)　「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
(7)　「受注形態等」は、単体若しくは共同企業体の別を記載し、共同企業体の場合は、当該企業体の名称と出資比率を記載して下さい。
(8)　「工事概要」は、構造形式、規模・寸法、使用機材・数量、施工条件についてそれぞれ簡潔に記載して下さい。
(9)　「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。

3　配置予定の技術者

貴社が本工事を請け負うこととした場合、実際に配置可能な主任技術者を記載して下さい。

(1)　予定者として複数の候補技術者を記載しても結構です。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行って下さい。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.３.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うことがあります。

入札後、落札者決定までの期間（予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。）第８６条の調査期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行って下さい。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とします。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

(2)　「最終学歴」は、学校名、学科名及び卒業年次等を記載して下さい。
(3)　「法令による資格・免許」は、本工事の主任技術者として配置を予定されている者が取得している資格等（一級建築士等）を適宜記載して下さい。

なお、その他の資格として取得したものがあれば、適宜記載して下さい。

(4)　「工事概要」は、当該技術者が従事した同種の工事のうち、平成22年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを記載して下さい。
(5)　記載する工事が平成１３年１２月２５日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、評定通知書の写しを添付して下さい。

なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。

(6)　「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
(7)　「契約金額」は、円単位で記載して下さい。

(8)　「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
(9)　「従事役職」は、当該工事に技術者として従事した役職名を記載して下さい。
(10)　「工事内容」は、当該工事の構造形式、規模等を簡潔に記載して下さい。
(11)　「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は「有」に〇を付し、登録番号を記載して下さい。
(12)　「申請時における他工事の従事状況等」は、従事している全ての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記載して下さい。
(13)　「本工事と重複する場合の対応措置」は、申請時において他工事に従事している場合は、対応措置を記載して下さい。

4　工程管理に対する技術的所見
(1)　本工事の図面及び仕様書等に基づき可能な範囲で、工事施工に関する工程表を作成して下さい。
(2)　工程表に記載する内容は、主要となる項目と数量及びその概略工程とします。
(3)　作成した工程表を基に、工程管理に対する技術的所見を記載して下さい。

5　提出場所、提出方法及び提出期間
(1)　提出場所
〒370-3594群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2
陸上自衛隊相馬原駐屯地第406会計隊契約班
(2)　提出方法
持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メールにより提出してください。
(3)　提出期間
令和８年１０月２９日から令和８年１１月１３日（行政機関の休日を除く。）の毎日午前8時15分から午後5時00分まで。ただし、正午から午後１時までの間は受付を行っていませんので注意して下さい。

6　競争参加資格の確認
競争参加資格の確認は、提出期限の翌日をもって行い、その結果は**令和８年１１月２０日**までに書面又はFAX、電子メールにより通知します。

7　競争参加資格がないと認められた方に対する理由の説明について
(1)　競争参加資格がないと認められその旨通知された方は、その理由について説明を求めることができます。
(2)　(1)の説明を求める場合には、**令和８年１１月２５日**午後5時00分までに持参、郵送等又は電子メールにより提出して下さい。ただし、正午から午後１時までの間は受付を行っていませんので注意して下さい。
書面の提出先
〒370-3594群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2
陸上自衛隊相馬原駐屯地第406会計隊契約班
ＴＥＬ　0279-54-2011（内線2369）

(3)　説明を求められたときは、**令和８年１１月２６日**までに、説明を求めた者に対して、回答書面を電子メールにて送付します。

８　その他

(1)　資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とします。

(2)　提出された資料は、当局において目的以外に使用することはありません。

(3)　提出された資料は、返却いたしません。

(4)　提出期限日以降の資料の差替え及び再提出は認めません。

(5)　資料提出に関する問い合わせ先

〒370-3594群馬県北群馬郡榛東村新井１０１７－２

陸上自衛隊相馬原駐屯地第406会計隊契約班

担当：小宮（こみや）

ＴＥＬ　0279-54-2011（内線2369）

別紙第１
（用紙Ａ４）

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和　　年　　月　　日

分任契約担当官
陸上自衛隊相馬原駐屯地
第４０６会計隊長　野田　幸司　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印

令和８年１０月２９日付で入札公告のありました（８）１１号建物空調機据付工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条の規定に該当する者でないこと、入札説明書４（10）、（11）の条件を満たすこと及び添付書類の内容について事実と相違と相違ないことを誓約します。

記

１　入札説明書６(3)アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面

２　入札説明書６(3)イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面

３　入札説明書６(3)エに定める契約書の写し
（契約書の写しの提出を求める場合のみ）

４　入札説明書６(3)ウに定める工程表を記載した書面
（工程表の提出を求める場合のみ）

５　入札説明書６(4)に定める誓約書を記載した書面

注１）　書面による返送を望む場合、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。
注２）　４項は提出者のみ記載して下さい。

別紙第２
（用紙Ａ４）

同 種 の 工 事 の 施 工 実 績

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事名称等	工　事　名	
	発注機関名	
	工　事　場　所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契　約　金　額	（円単位で記入する。）
	工　　期	年　月～　年　月
	受　注　形　態	単体／ＪＶ（出資比率）
工事概要	構　造　形　式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施　工　条　件	（市街地・軟弱地質等）
	そ　の　他	
CORINS登録の有無		有（CORINS 登録番号　　）　無

注）１　必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
２　CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
３　記載する工事が、平成１３年１２月２５日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

別紙第３
（用紙Ａ４）

配 置 予 定 の 技 術 者

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

項　　目		主任技術者
氏　　名		
最 終 学 歴		（学校名、学科名及び卒業年次を記入する。）
法 令 に よ る 資 格 ・ 免 許		（施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。）
工事概要	工　事　名	
	発 注 者 名	
	工 事 場 所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契 約 金 額	（円単位で記入する）
	工　　期	年　月～　年　月
	従 事 役 職	（現場代理人、主任（監理）技術者等の名称）
	工 事 内 容	
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号　　）　無
申請時における他工事の従事状況等	工　事　名	
	発 注 者 名	
	工　　期	年　月～　年　月
	従 事 役 職	（現場代理人、主任（監理）技術者等の名称）
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号　　）　無

注）１　必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
２　CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
３　記載する工事が、平成１３年１２月２５日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

別紙第４
（用紙Ａ４）

工　程　表

工事名：
会社名：

項目	単位	数量	４月		５月		６月		７月		８月		９月		10月		11月		12月		１月		２月		３月	
			10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20

■工程管理に対する技術的所見

別紙第５
令和　　年　　月　　日

誓　約　書

分任契約担当官
陸上自衛隊相馬原駐屯地
第４０６会計隊長　野田　幸司　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

弊社は、過去５年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

別紙第６
令和　　年　　月　　日

誓　約　書

分任契約担当官
陸上自衛隊相馬原駐屯地
第４０６会計隊長　野田　幸司　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

１　未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合
２　記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
３　記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
４　その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

別紙第８

業務従事者一覧

監理(主任・管理)技術者	氏　名	
	所　属	
	役　職	
	学　歴	（中学校以降を記載）
	職　歴	
	業務経験	（特に海外での業務経験、情報保全に関する業務経験があれば積極的に記載）
	研修実績その他の経歴	（特に海外業務に関する研修、情報保全に関する研修があれば積極的に記載）
	専門的知識その他の知見	（特に海外業務に関する専門的知識、情報保全に関する専門的知識があれば積極的に記載）
	資　格	（特に海外業務に関する資格、情報保全に関する資格があれば積極的に記載）
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	（特に海外業務に関する業績、情報保全に関する業績があれば積極的に記載）
現場代理人	氏　名	
	所　属	
	役　職	
	学　歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資　格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	
担当技術者	氏　名	
	所　属	
	役　職	
	学　歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資　格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	

注：１　不用な行は削除すること。
　　２　記載する内容が特にない項目は、「特になし」と記載すること。
　　３　内容を証明する資料は不要。自己申告で良い。

別紙第９

取扱い制限情報に関する社内規則

項　目	内　容
取扱い制限情報に関する社内規則	□　社内規則がある
	□　社内規則に類する資料がある
	□　社内規則及びそれに類する資料がない

注：１　いずれかの「□」に「■」を付す。
　　２　社内規則若しくはそれに類する資料がある場合は、その写しを提出する。
　　３　社内規則及びそれに類する資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

別紙第９
年　　月　　日

申　出　書

分任契約担当官
陸上自衛隊相馬原駐屯地
第４０６会計隊長　野田　幸司　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、また、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないことを申し出ます。

代表者　（氏名）
役　員　（氏名）

※履歴事項全部証明書に記載のある役員全ての氏名を記載すること。
※履歴事項全部証明書の写しを提出すること。
※上に記載した代表者及び役員から、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。

別紙第１０

指導・監督・業務支援・助言・監査等を行う者一覧

親会社	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
地域統括会社	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
ブランド・ライセンサー	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
フランチャイザー	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
コンサルタント	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
□　親会社等が存在しない		

注：１　不要な行は削除すること。
　　２　親会社にさらに親会社が存在する場合は、すべての親会社について記載すること。
　　３　内容を証明する資料を提出すること。ＨＰ等出来合いの資料で可。

別紙第１１

取扱い制限情報が親会社等への報告等対象でないことがわかる資料

項　目	内　容
取扱い制限情報に関する資料	□　報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことが明記された資料がある
	□　上記に類する資料がある
	□　資料がない

注：１　いずれかの「□」に「■」を付す。
　　２　資料がある場合は、その写しを提出する。
　　３　資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

別紙第１１
年　　月　　日

申　出　書

分任契約担当官
陸上自衛隊相馬原駐屯地
第４０６会計隊長　野田　幸司　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等の指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者であっても、当該契約に基づき、報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことを申し出ます。

親会社　（商号又は名称・代表者氏名）
地域統括会社　（商号又は名称・代表者氏名）
ブランド・ライセンサー　（商号又は名称・代表者氏名）
フランチャイザー　（商号又は名称・代表者氏名）
コンサルタント　（商号又は名称・代表者氏名）

※　別紙様式第５の一覧表に示した者全ての名称等を記載すること
※　上に記載した親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー及びコンサルタントから、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。

別添１

数量公開の説明書

１　提供方法

数量書の提供は、全ての者に対し、図面等の交付と同時に行うものとする。

２　数量書に対する質問等

数量書に対する質問の提出は、原則として、入札心得書に記載された「入札説明書に対する質問」又は「図面、仕様書、現場説明書等に対する質問」の取扱いに準じて行うものとする。 質問書は、入札説明書等に対する質問書とは区別して提出するものとする。 なお、数量の差異等に係わる質問は、根拠資料も併せて提出するものとする。 質問に対する回答については、入札説明書等に対する質問の回答書とは、別に回答する。

３　数量書の数量及び構成

(1)　数量の算出は、次の基準により算出している。

ア　建築工事

「公共建築数量積算基準　国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

イ　土木工事

「土木工事数量調書作成の手引き　整備計画局施設技術管理官制定」

ウ　電気設備工事・機械設備工事

「公共建築設備数量積算基準　国土交通省大臣官房官庁営 繕部制定」

「防衛施設設備積算要領　整備計画局施設技術管理官制定」

エ　通信工事

「防衛施設設備積算要領　整備計画局施設技術管理官制定」

「通信工事積算要領　整備計画局施設技術管理官制定」

(2)　数量書の様式は、次の書式を参考としている。

ア　建築工事

「公共建築工事内訳書標準書式　国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

イ　電気設備工事・機械設備工事・通信工事

「公共建築設備工事内訳書標準書式　国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

以 上

・低価格入札に係る特別重点調査について

１　本工事は、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合に、以下のとおり行うものとする。

(1)　特別重点調査の実施に係る連絡等

ア　契約担当官等は、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合は、当該者に対して特別重点調査を行う旨を連絡するとともに、原則として、当該連絡を行った日の翌日から起算して７日以内に、特別重点調査の実施に必要な下記３に掲げる資料及び添付書類（以下「資料等」という。）の提出を求めるものとする。

また、契約担当官等は、当該者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、必要に応じ、当該者に対して、その他の説明資料の提出を求めることができるものとする。

なお、当該者は、契約担当官等が求める資料等のほか、契約内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができるものとする。

イ　施工体制確認型総合評価方式の対象工事において、その工事の入札申込みに係る資料の提出を行った者は、提出した資料と異なる内容を特別重点調査のため提出する資料等に記載してはならないものとする。

ウ　契約担当官等は、資料等の受領後、速やかに、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情を聴取を行い、入札者により内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

エ　資料等については、提出期限後の差し替え及び再提出を認めないものとする。

ただし、資料等及び事情聴取の内容により、契約担当官等が必要と認め、入札者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付書類を提出すべきことなどの教示を行ったときは、この限りでない。

なお、教示を踏まえた資料等の再提出等は、原則として１回に限るものとし、その提出期限については、作成に必要な時間を確保した上で適切に設定すること。

(2)　虚偽説明等への対応

入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合、又は重点的な監督の結果、内容と入札時の特別重点調査の内容が著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、契約担当官等は、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア　当該工事の成績評定において厳格に反映する。

イ　過去５年以内にアの措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第１５０号。２８．３．３１）別表第２第１５項により指名停止を行う。

(3)　公正取引委員会への通報

特別重点調査の結果、誓約書（様式 15）を提出し、施工に必要な費用の額を下回る価格で受注しようとする者（落札者以外を含む。）については、原価割れ受注のおそれがあると認められる場合として、公正取引委員会に対し、関係情報の通報を行う。

(4)　関係資料の公表

ア　契約担当官等は、誓約書（様式 15）を提出し、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者があるときは、その者に関する情報を、企業ごと一覧することができるよう、ホームページにおいて公表するものとする。

イ　アに定めるもののほか、特別重点調査の結果は、別に定めるところにより、ホームページにおいて公表するものとする。

(5)　契約後の取扱い（監督体制の強化）

契約担当官等は、特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引継ぐとともに、以下の措置を講じるものとする。

ア　施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工体制台帳の記載内容が特別重点調査時と内容が異なる場合は、その理由等について確認する。

イ　施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工計画書の記載内容が特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

2　その他

入札者が提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、前項第１号ウの事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、入札心得書第９条第２項に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

3　提出を求める資料等と確認内容

特別重点調査の調査の実施に当たり、次の各号に掲げる資料等の提出をするものとする。

なお、必要な様式については、防衛省のホームページを参照するものとする。

(1)　当該価格で入札した理由（様式１）

直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から、入札した価格で施工可能である具体的理由。

(2)　積算内訳書（様式２－１、様式２－２、様式２－３、様式３）

ア　数量総括表に対応する積算内訳書となっていること（指定の数量によって積算されていること。）。

イ　設計図書での要求事項を理解して見積もりを行っていること。

ウ　指定の工法によって施工することとしていること（工法の指定のない場合は、入札者の工法に安全性等の点で問題がないこと。）。

エ　発注者が支払う請負代金から支弁することを予定している費用か否かにかかわらず、施工に当たって必要となるすべての費用を計上していること。

オ　積算に下請予定業者や納入予定業者等の見積書の内容が反映され、計数的な根拠のある合理的かつ現実的な積算内訳書となっていること（原則、取引等の実績を求めること。）。

カ　現場管理費に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費（社会保険料や労働保険に要する費用をさす。）、外注経費などを適切に計上していること。

このうち、様式５に記載する技術者及び様式１４－４に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、その他の費用と区別して計上していること。

また、その従業員給与手当の金額が最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）に定める最低賃金額(以下「最低賃金額」という。)以上であり、かつ、これらの者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいているど、合理的かつ現実的な見積もりであるとともに、法定福利費の金額が法定額以上となっていること。

キ　一般管理費等に、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上していること。

ク　自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上されており一般管理費等には計上していないこと。

ケ　契約対象工事の施工に要する費用の額を下回る額で入札した場合において、その下回る額を不足額として当該工事の一般管理費等に計上していること。

(3)　下請予定業者等一覧表（様式４）

ア　下請予定業者、資材購入予定先及び機械リース会社が具体的に予定されていること。

また、自社保有の社員、資機材等を活用する場合についても、具体的に予定されていること。

イ　下請予定業者が押印した見積書の金額が積算内訳書に正しく反映されていること。

また、下請予定業者の見積書に係る各経費内訳（機械経費、労務費、材料費及びその他費用）ごとの金額が、過去１年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額以上であることなど合理的かつ現実的なものであること。

(4)　配置予定技術者名簿（様式５）

配置予定の主任技術者又は管理技術者（同一の要件を満たす技術者を含む。）及び現場代理人について、次の点を確認すること。

ア　他の手持ち工事の状況との関係も考慮した上で契約対象工事に実際に配置できること。

イ　自社社員であり、かつ、契約対象工事の入札公告後に入社した者でないこと。

ウ　それぞれに必要な資格を有すること。

(5)　手持ち工事状況（様式６－１、様式６－２）

ア　記載された手持ち工事が実在するものであること。

イ　当該工事の資材保管場所が近距離にあること、当該工事と同種又は同類の工事と資機材を共通調達できること等により縮減できるものとする契約対象工事の工事費の各費目別の金額が、過去の実績に基づく額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(6)　契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式７）

ア　記載された事務所、倉庫等を所有し、又は賃借していること。

イ　当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより縮減できるものとする営繕費、資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など契約対象工事の経費が、計数的に合理的な見積もりとなっていること。

(7)　手持ち資材の状況（様式８－１）

ア　記載された手持ち資材を保有していること、当該資材が工事の品質確保に必要な基準水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

イ　調達時の単価等の原価が適切に見積もられていること（手持ち資材の活用による資材費の低減が可能であること。）。また、繰り返しの使用を予定する備品等については、摩耗や償却を適切に見込んだ原価となっていること。

(8)　資材購入予定先一覧（様式８－２）

ア　他社から購入を予定している場合

(ｱ)　購入予定業者から納入を受ける予定の資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及びその単価が当該業者によって過去１年以内に販売された実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（他社からの購入による資材費の低減が可能であること。）。

(ｲ)　入予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ　自社製品の活用を予定している場合

(ｱ)　自社において記載された資材を製造していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

(ｲ)　記載された単価が、自社の製造部門が過去１年以内に第三者と取引した販売実績額又は製造原価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（自社製品の活用による資材費の低減が可能であること。）。

(9)　持ち機械の状況（様式９－１）

ア　記載された手持ち機械を保有していること及び当該機械を契約対象工事で使用する予定であること。

イ　契約対象工事で使用可能な管理状態にあること。

ウ　手持ち機械の使用に伴う原価が減価償却や固定資産税等を含み、適切に見積もられていること（手持ち機械や減価償却終了の機械の活用による機械経費の低減が可能であること。）。

(10)　機械リース元一覧（様式９－２）

ア　他社からリースを予定している場合

(ｱ)　機械リース予定会社からリースを受ける予定単価が、当該業者が過去１年以内にリースした実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（機械リース予定会社からのリースによる機械経費の低減が可能であること。）。

(ｲ)　機械リース予定会社と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ　自社の機械リース部門からリースを予定している場合

(ｱ)　自社の機械リース部門において記載された機械を保有していること及び当該機械が契約対象工事にリース可能であること。

(ｲ)　記載された単価が自社の機械リース部門が過去１年以内に第三者にリースした実績額又は原価以上の単価であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(11)　労務者の確保計画（様式１０－１）

ア　自社労務者を充てる場合

(ｱ)　記載された者が自社社員であること。

(ｲ)　資格の保有が必要な職種に充てようとする者については、その者が必要な資格を有していること。

(ｳ)　労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額（以下「最低賃金額」という。）以上であり、かつ、過去３か月以内に支払った実績のある賃金の額以上の金額を計上しているなど合理的かつ現実的な見積もりであること（自社社員の活用による労務費の低減が可能であること。）。

イ　下請予定業者による労務者の確保を予定する場合

(ｱ)　下請予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

（ｲ）　労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、下請予定業者が過去１年以内に施工した実績のある同様の工事における労務単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(12)　工種別労務者配置計画（様式１０－２）

労務者の確保計画と整合がとれており、適切な施工が可能な工種別の労務者配置計画となっていること。

(13)　建設副産物の搬出地（様式１１）

ア　記載された搬出計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ　記載された受け入れ価格が、建設副産物の受入れ予定会社が過去１年以内に建設副産物を受け入れた実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(14)　建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式１２）

ア　建設副産物及び資材等の運搬計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、発注仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ　記載された運搬予定者への支払予定額が、運搬予定者が過去１年以内に取り扱った実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(15)　品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式１３－１）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載した金額を入札者（元請）が負担する場合において「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「氏名」の欄に記載した者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去１年以内に「実施事項」欄の内容と同様の品質管理体制を確保した実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(16)　品質確保体制（品質管理計画書）（様式１３－２）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」が記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(17)　品質確保体制（出来形管理計画）（様式１３－３）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(18)　安全衛生管理体制（安全教育等）（様式１４－１）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において 「計上した工種等」、 に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(19)　安全衛生管理体制（点検計画）（様式１４－２）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「点検実施者」の欄に記載した者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去１年以内に「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の各欄に記載の内容と同様の安全衛生管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(20)　安全衛生管理体制（仮設設置計画）（様式１４－３）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(21)　安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）（様式１４－４）

ア　自社社員を交通誘導員に充てる場合

(ｱ)　価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(ｲ)　価の見積りが交通誘導員への支払給与の直近３ヶ月の実績額以上でされていることなど合理的かつ現実的なものであること。

イ　派遣会社から交通誘導員の供給を受けることを予定する場合

(ｱ)　単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(ｲ)　単価の当該交通誘導員の派遣会社が過去１年以内に交通誘導員を派遣した実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　交通規制方法に応じて必要な人数の交通誘導員を配置する計画となっていること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(22)　誓約書（様式１５）

ア　入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社の本社経費等から契約対象工事の一般管理費等に確実に計上することによって、入札者が落札契約後に下請予定業者や資機材納入業者等の見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ

寄せをし、手抜き工事を誘発することのないよう、その旨を代表取締役が誓約した書面を提出していること。

イ　入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社で負担するための財源の確保方法が具体的に確認できること。

特に、当該下回る額（当該年度において、契約対象工事以外の防衛省発注の建設工事に関し、低入札価格調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者にあっては、その下回る価格の合計額と契約対象工事に係る下回る額との合計）が前年度の営業利益金額を上回るときは、より確実な財源の確保方法が具体的に確認できること。

(23)　施工体制台帳（様式１６）

施工体制が適切であること。

(24)　過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式１７）

過去５年間の施工工事で低入札価格調査の対象となったもの

様式１

当該価格で入札した理由

様式２－１（A）

積算内訳書（兼）コスト縮減算定調書

工事名					
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額（円）	VE 提案等による縮減額（円）	備　考
記載例：掘削工	㎡	1,000	2,300,000	200,000	リサイクル材の活用
直接仮設費					
共通仮設費					
共通仮設費					
純工事費					
現場管理費					
工事原価					
一般管理費					
工事価格					

様式２－１（Ｂ）

積算内訳書（兼）コスト縮減算定調書①

工　事　名：

（種目別内訳）

名　称	適　用	数量	単位	金額（円）	VE 提案等による縮減額（円）	備　考
記載例：						
（直接工事費）						
Ⅰ．庁　舎	新築	1	式	○○○○		
Ⅱ．囲　障	新設	1	式	○○○○		
Ⅲ．構内舗装	新設	1	式	○○○○		
計				○○○○		
（共通費）						
共通仮設費		1	式	○○○○		
現場管理費		1	式	○○○○		
一般管理費等		1	式	○○○○		
計				○○○○		
合　計				○○○○		

（科目別内訳）

名　称	適　用	数量	単位	金額（円）	VE 提案等による縮減額（円）	備　考
Ⅰ．庁　舎						
１．直接仮設		1	式	○○○○		
２．土工		1	式	○○○○		
３．地業		1	式	○○○○		
４.鉄筋		1	式	○○○○		
	●					
	●					
	●					
	●					
計				○○○○		

様式２－２（A）

内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減算定調書②

工事区分・工種・種別	規格	単位	数量	金額（円）	VE 提案等による縮減額（円）	備　考
記載例：						
掘削工						
土砂(1)	購入	m^3	2,500	2,000,000	200,000	様式３ コスト縮減表(1)参照
土砂(2)	流用土	m^3	1,500	300,000		

様式２－２（Ｂ）

内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減算定調書②

（細目別内訳）

工事区分・工種・種別	適用	数量	単位	金額（円）	VE 提案等による縮減額（円）	備　考
記載例						
４．鉄筋						
異形鉄筋	SD295A、D10	○○	t	○○○○		
異形鉄筋	SD295A、D13	○○	t	○○○○		
異形鉄筋	SD345、D22	○○	t	○○○○		
鉄筋加工組立	SD345、D25	○○	t	○○○○		

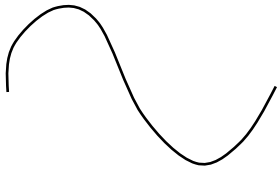
様式２－３

一般管理費の内訳書

契約対象工事名		
費目・項目	金額（円）	備　考
一般管理費		
・・・・・・・・		
・・・・・・・・		
・・・・・・・・		
法定福利費		
維持修繕費		
事務用品費		
通信交通費		
動力用水光熱費		
地代家賃		
減価償却費		
租税公課		
保険料		
契約保証日		
・・・・・・・・		

様式３

ＶＥ提案等によるコスト縮減額調書

コスト縮減票（１）土砂・発生材　　縮減額（円）：2,000,000－
（概要）【記載例】 ○A  Aで完了した工事発生土を活用し、コスト縮減を図る ○B　　購入土　○×△△＝▲▲▲（単位○○円／㎥） 発生土　◇×▲▲＝□□□（単位○○円／㎥） ◆◆㎥を削減
コスト縮減票（２）

様式４

下請け予定業者等一覧表

発注者名 工事名称	

工期	自　年　月 至　年　月

請負金額(税込み)	

下請工事		
	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税込)	円
工期	年　月　日～　年　月　日	

下請工事		
	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税込)	円
工期	年　月　日～　年　月　日	

下請工事		
	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税込)	円
工期	年　月　日～　年　月　日	

下請工事		
	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税込)	円
工期	年　月　日～　年　月　日	

下請工事		
	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税込)	円
工期	年　月　日～　年　月　日	

下請工事		
	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税込)	円
工期	年　月　日～　年　月　日	

資材		
	納入内容	
	会社名	
	代金額(税込)	
納期	年　月　日～　年　月　日	

機械		
	リース機械	
	会社名	
	代金額(税込)	
工期	年　月　日～　年　月　日	

労務		
	納入内容	
	会社名	自社労務
	代金額(税込)	
工期	年　月　日～　年　月　日	

資材		
	納入内容	
	会社名	
	代金額(税込)	
納期	年　月　日～　年　月　日	

機械		
	リース機械	
	会社名	
	代金額(税込)	
工期	年　月　日～　年　月　日	

交通誘導員		
	納入内容	
	会社名	自社労務
	代金額(税込)	
工期	年　月　日～　年　月　日	

資材		
	納入内容	
	会社名	
	代金額(税込)	
納期	年　月　日～　年　月　日	

機械		
	リース機械	
	会社名	
	代金額(税込)	
工期	年　月　日～　年　月　日	

交通誘導員		
	納入内容	
	会社名	自社労務
	代金額(税込)	
工期	年　月　日～　年　月　日	

様式５

配置予定技術者名簿

区　分	氏　名	資　格	取得年月日	免許番号 交付番号
監理技術者	○○　○○	一級土木施工管理技士 監理技術者資格者証	H○.○.○ H○.○.○	第○○○○○号
主任技術者				
現場代理人				

様式６－１

手持ち工事の状況（対象工事現場付近）

工事名 （工事地先名）	発注者名	工　期	金　額	備　考
○○工事 （□□市○○町▲▲番地）				（元請、下請の別）
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				

様式６－２

手持ち工事の状況（対象工事関連）

工事名 （工事地先名）	発注者名	工　期	金　額	備　考
○○工事 （□□市○○町▲▲番地）				（元請、下請の別）
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				

様式７

契約対象工事個所と入札者の事務所、倉庫等との関係

様式８－１

手持資材の状況

品名	規格・型式	単位	手持ち数量	本工事での使用予定量	単価（原価）	調整先 （時期）

様式８－２

資材購入予定先一覧

工種 種別	品名 規格	単位	数量	単価	購入先名		
					業者名	所在地	入札者との関係 （取引年数）

様式９－１

手持ち機械の状況

工種・種別	機械名称	規格・型式・能力・年式	単位	数量	メーカー名	単価（原価）	専属的使用予定日数

様式９－２

機械リース元一覧表

工種・種別	機械名称	規格・型式・能力・年式	単位	数量	メーカー名	単価（原価）	リース元名 入札者との関係（取引年数）

様式１０－１

労務者の確保計画

工　種	職　種	労務単価 （円）	員　数 （人）	下請け会社名等
土　工	普通作業員		200（100）	同族会社 ㈱●●（□□年）
配管工	配管工・普通作業員		120（80）	□会 ㈱▲▲（□□年）

様式１０－２

工種別労務者配置計画

工種	種別	配置予定人数							計
		世話役	普通作業員	特殊作業員	電工	運転手	・・・	・・・	

様式１１

建設副産物の搬出先

建設副産物	数量 （㎥）	受入れ予定 箇所	受入れ会社	受入れ価格 （単価）	運搬距離 （km）	備考

様式１５

誓　約　書

当社が下記工事の入札において申し込みを行った金額は、積算内訳書に示すとおり、施工に要する費用の額を下回っています。

その不足額に相当する金額〇〇〇円は、当社が契約の相手方となったときは、当社が本社経費等から当該工事の実行予算における一般管理費等に計上した上で執行することとし、下請予定業者や資材納入予定業者などの見積金額を故なく減額するなど下請負予定業者等にしわ寄せすることは致しません。

また、工事の施工に当たっては、品質、安全等の確保に万全を期し、粗雑工事は行いません。

記

１　契約対象工事名

２　申し込みに係る金額（税込み）

３　契約対象工事の施工に要する費用の額（税込み）

４　不足額に相当する金額を自社で負担するための財源の確保方法

５　３の額を下回る金額で受注しようとする理由

会計機関名
分任契約担当官
陸上自衛隊相馬原駐屯地
第４０６会計隊長　野田　幸司　殿

令和　　年　　月　　日
社名
代表取締役　　氏名　　印

様式１６

年　　月　　日

施工体制台帳

［会社名］＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

［事業所名］＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　　第　　号	年　月　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　　第　　号	年　月　日

工事名称及び工事内容			
発注者名及び住所			
工期	自　年　月　日 至　年　月　日	契約日	年　月　日

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険	雇用保険
		加入　未加入 適用除外		加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険　雇用保険
		元請契約			
		下請契約			

発注者の監督員名		権限及び意見申出方法	

監督員名		権限及び意見申出方法	
現場代理人名		権限及び意見申出方法	
監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
専門技術者名		専門技術者名	
資格内容		資格内容	
担当工事内容		担当工事内容	

外国人建設就労者の従事の状況（有無）	有　無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有　無

（記入要領）

1　上記の記載事項が下請負契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。

2　　監理技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに〇印をつけること。

3　専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者資格者を記載する。（監理技術者が 専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）

4　健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り

①各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」に〇印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合には「適用除外」に〇印を付けること。

②元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載すること。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載すること。

③健康保険の欄には事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合については組合名)を記入すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記 号及び事業所番号を記載すること。

④厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。

⑤雇用保険の欄には、労働保険番号を記入すること。継続委事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

5　外国人建設就労者の場合の記入要領は次のとおり。

①外国人技能実習生が当該工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を〇で囲む。

②外国人建設就労者、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を〇で囲む。

施工体制台帳（　次下請負人に関する事項）

会　社　名		代 表 者 名	
住　　所			
工 事 名 称 及　　び 工 事 内 容			
工　　期	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	契　約　日	年　　月　　日

建 設 業 の 許　　可	施工に必要な許可業種	許　可　番　号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　　第　　号	年　　月　　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　　第　　号	年　　月　　日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険	雇用保険
		加入　未加入 適用除外		加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
主任技術者名	専　任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

外国人建設就労者の 従事の状況（有無）	有　　無	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	有　　無

※［主任技術者・専門技術者の記入要領］
1　主任技術者の配属状況について［専任・非専任］のいずれかに○印を付すこと。
2　専門技術者には土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）
　複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
3　主任技術者の資格内容（該当するものを選んで記入する。）
　①経験年数による場合

様式１７

過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

発注者	工事名	工期	予定価格	落札価格	低入札価格調査対象の有無	工事成績評定点

契約番号	

収　入

印　紙

建設工事請負契約書

１　工　事　名　　（８）１１号建物空調機据付工事

２　工事場所　　陸上自衛隊相馬原駐屯地

３　工　　期　　令和　８　年　１１　月　２７　日　から
令和　９　年　　３　月　３１　日　まで

４　請負代金額　　￥　　－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　－　）

５　契約保証金　　請負代金の１０分の１以上

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年１１月２７日

発注者　分任契約担当官
陸上自衛隊相馬原駐屯地
第４０６会計隊長　野田　幸司　　印

受注者　住　　所
会 社 名
代表者名　　印

（総則）
第１条　発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
２　受注者は、この契約書記載の工事をこの契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
３　仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
４　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
５　この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
７　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
８　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるところによるものとする。
９　この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。
１０　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
１１　この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
１２　受注者が共同企業体の場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
（関連工事の調整）
第２条　発注者は、この契約に基づき受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において必要があるときは、その施工につき調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。
（請負代金内訳書及び工程表）
第３条　受注者は、この契約締結後１４日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
２　内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
３　内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
（契約の保証）
第４条　受注者は、この契約の締結と同時に、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
⑴　契約保証金の納付
⑵　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
⑶　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
⑷　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
⑸　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
２　受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
３　第１項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第６項において「保証の額」という。）は、請負代金額の１０分の１以上としなければならない。
４　受注者が第１項第３号から第５号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第５７条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
５　受注者が、第１項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
６　請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の１０分の１に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。
（権利義務の譲渡等）
第５条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。
２　受注者は、工事目的物及び工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第１３条第２項の規定による検査に合格したもの及び第４０条第３項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の

承諾を得た場合はこの限りでない。
3　受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
4　受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。
（一括委任又は一括下請負の禁止）
第6条　受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
（下請負人）
第7条　発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
2　受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下この条において「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。
⑴　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出
⑵　厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出
⑶　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第7条の規定による届出
3　前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人にすることができる。
⑴　受注者と直接下請契約を締結する下請負人次のいずれにも該当する場合
ア　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
イ　発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合
⑵　前号に掲げる下請負人以外の下請負人次のいずれかに該当する場合
ア　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別な事情があると発注者が認める場合
イ　発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から３０日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
4　受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
⑴　社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号アに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の請負代金額（下請契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の１０分の1に相当する額
⑵　社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号アに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の請負代金額（下請契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の１００分の5に相当する額
（特許権等の使用）
第8条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。
（監督官）
第9条　発注者は、監督官を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督官を変更したときも同様とする。
2　監督官は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督官に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
⑴　この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
⑵　設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
⑶　設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

３　発注者は、２名以上の監督官を定め、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督官の有する権限の内容を、監督官にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
４　第２項の規定に基づく監督官の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
５　この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督官を経由して行うものとする。この場合においては、監督官に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
（現場代理人及び主任技術者等）
第１０条　受注者は、次に掲げる者を定め、工事現場に配置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
⑴　現場代理人
⑵　専任の主任技術者（建設業法第２６条第１項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）、専任の監理技術者（同条第２項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）又は監理技術者補佐（同条第３項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）
⑶　専門技術者（建設業法第２６条の２に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）
２　場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第１２条第１項の請求の受取、同条第３項の決定及び通知、同条第４項の請求、同条第５項の通知の受取並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
３　発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
４　受注者は、第２項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
５　現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
（履行報告）
第１１条　受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。
（工事関係者に関する措置請求）
第１２条　発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者を兼任する現場代理人にあってはこれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。
２　発注者又は監督官は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で、工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。
３　受注者は、前２項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に発注者に通知しなければならない。
４　受注者は、監督官がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。
５　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に受注者に通知しなければならない。
（工事材料の品質及び検査等）
第１３条　工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質（営繕工事にあっては、均衡を得た品質）を有するものとする。
２　受注者は、設計図書において監督官の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
３　監督官は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。
４　受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督官の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
５　受注者は、前項の規定にかかわらず、第２項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から７日以内に工事現場外に搬出しなければならない。
（監督官の立会い及び工事記録の整備等）
第１４条　受注者は、設計図書において監督官の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるもの

と指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該検査に合格したものを使用しなければならない。
2　受注者は、設計図書において監督官の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
3　受注者は、前２項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督官の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。
4　監督官は、受注者から第１項又は第２項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。
5　前項の場合において、監督官が正当な理由なく受注者の請求に７日以内に応じないため、その後の工程に支障を来すときは、受注者は、監督官に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督官の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。
6　第１項、第３項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第１５条　発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
2　監督官は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、受注者は、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
3　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
4　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第２項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
5　発注者は、受注者から第２項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により受注者に当該支給材料若しくは貸与品の使用を請求しなければならない。
6　発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
7　発注者は、前２項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
8　受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
9　受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
１０　受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
１１　受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督官の指示に従わなければならない。

（寄託機械機器）

第１６条　受注者は、発注者が指定する寄託者（以下「寄託者」という。）が保有する据付けを要する機械機器（以下「寄託品」という。）を寄託者から寄託されたときは、その品名、数量、引渡場所及び引渡時期については、設計図書に定めるところにより監督官の立会いの上その引渡しを受けるものとする。
2　受注者は、前項の引渡しを受けたときは、その受領書を監督官を通じて寄託者に提出しなければならない。
3　発注者は、必要があるときは、第１項の寄託品の数量、品質、規格、引渡場所及び引渡時期を変更することができる。
4　発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
5　受注者は、自己の故意又は過失により寄託品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

（工事用地の確保等）
第１７条　発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
２　発注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
３　工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
４　前項の場合において、受注者が正当な理由なく相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
５　第３項に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。
（設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等）
第１８条　受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督官がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督官の指示その他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
２　監督官は、受注者が第１３条第２項又は第１４条第１項から第３項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
３　前項に規定するほか、監督官は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を必要最小限度破壊して検査することができる。
４　前２項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。
（条件変更等）
第１９条　受注者は、工事の施工に当たり、次のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督官に通知し、その確認を請求しなければならない。
⑴　図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
⑵　設計図書に誤り又は脱漏があること。
⑶　設計図書の表示が明確でないこと。
⑷　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
⑸　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。
２　監督官は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
３　発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後１４日以内に、受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
４　発注者は、前項の調査の結果において第１項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、第１項第１号から第３号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの又は同項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは発注者が行わなければならない。ただし、同項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは発注者と受注者とが協議して発注者が行わなければならない。
５　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
（設計図書の変更）
第２０条　発注者は、前条第４項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
（工事の中止）

第２１条　工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
２　発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
３　発注者は、前２項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（著しく短い工期の禁止）
第２２条　発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。
（受注者の請求による工期の延長）
第２３条　受注者は、天候の不良、第２条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
２　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
（発注者の請求による工期の短縮等）
第２４条　発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。
２　発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
（工期の変更方法）
第２５条　工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第２３条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
（請負代金額の変更方法等）
第２６条　請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
３　この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。
（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）
第２７条　発注者又は受注者は、工期内でこの契約締結の日から１２月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
２　発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の１，０００分の１５を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
３　変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
４　第１項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。こ

の場合においては、同項中「この契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
５　特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
６　予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
７　前２項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
８ 第３項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第１項、第５項又は第６項の請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
（臨機の措置）
第２８条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を採らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督官の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
２　前項の場合においては、受注者は、その採った措置の内容を監督官に直ちに通知しなければならない。
３　監督官は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を採ることを請求することができる。
４　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置を採った場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。
（一般的損害）
第２９条　工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第１項若しくは第２項又は第３１条第１項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第５７条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
（第三者に及ぼした損害）
第３０条　工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第５７条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
２　前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
３　前２項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。
（不可抗力による損害）
第３１条　工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第５７条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
３　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
４　発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物等であって第１３条第２項、第１４条第１項若しくは第２項又は第４０条第３項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の１００分の１を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
５　損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

⑴　工事目的物に関する損害
　損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
⑵　工事材料に関する損害
　損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
⑶　仮設物又は建設機械器具に関する損害
　損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
６　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の１００分の１を超える額」とあるのは「請負代金額の１００分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」とみなして同項の規定を適用する。
（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）
第３２条　発注者は、第８条、第１５条、第１６条、第１８条から第２１条まで、第２３条、第２４条、第２７条から第２９条まで、前条又は第３５条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
（検査及び引渡し）
第３３条　受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
２　発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査官」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から１４日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査官は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を必要最小限度破壊して検査することができる。
３　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。
４　発注者は、第２項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
５　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
６　受注者は、工事が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。
（請負代金の支払）
第３４条　受注者は、前条第２項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。
２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から４０日以内に請負代金を支払わなければならない。
３　発注者がその責めに帰すべき理由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査した日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
（部分使用）
第３５条　発注者は、第３３条第４項又は第５項の規定による引渡し前においても、受注者の承諾を得て工事目的物の全部又は一部を使用することができる。
２　前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
３　発注者は、第１項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
（中間検査）

第３６条　発注者は、必要があると認めるときは、工事施工の途中において、発注者の指定する出来形部分について検査を行うことができる。

（前金払）

第３７条　受注者は、保証事業会社と、この契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の１０分の４以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

２　受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

３　発注者は、第１項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から１４日以内に前払金を支払わなければならない。

４　受注者は、第１項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、この契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の１０分の２以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、前２項の規定を準用する。

５　受注者は、前項の規定により中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

６　受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の１０分の４（第４項の規定により中間前払金の支払を受けているときは１０分の６）から受領済みの前払金額（同項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、当該中間前払金の額を含む。以下この条から第３９条まで、第４３条、第５２条及び第５６条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第３項の規定を準用する。

７　受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の１０分の５（第４項の規定により中間前払金の支払を受けているときは１０分の６。次項において同じ。）を超えるときは、請負代金額が減額された日から３０日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第４０条又は第４１条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、この支払額の中からその超過額を控除することができる。

８　受注者は、前項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の１０分の５の額を差し引いた額を返還しなければならない。

９　発注者は、受注者が第７項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、年パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項に規定する財務大臣が決定する率）の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第３８条　受注者は、前条第６項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

２　受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

３　受注者は、前２項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。その場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

４　受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第３９条　受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分払）

第４０条　受注者は、工事の完成前に、出来形部分及び工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第１３条第２項の規定により監督官の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督官の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額（以下第４３条及び第４４条において単に「請負代金相当額」という。）の１０分の９以内の額について、次項から第７項までに定めるところにより部分払を請求することができる。

ただし、この請求は工期中回を超えることができない。

２　受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当額請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
３　発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から１４日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を必要最小限度破壊して検査することができる。
４　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。
５　受注者は、第３項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求を受けた日から１４日以内に部分払金を支払わなければならない。
６　部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第１項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第３項前段の通知をした日から１０日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。部分払金の額≦第１項の請負代金相当額×（９／10－前払金額／請負代金額）
７　第５項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第１項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第４１条　工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第３３条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第５項及び第３４条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
２　前項の規定により準用される第３４条第１項の規定により請求することのできる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用する第３３条第２項の検査の結果を通知した日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×（１－前払金額／請負代金額）

（第三者による代理受領）

第４２条　受注者は、発注者の承認を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
２　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第３４条（第４１条において準用する場合を含む。）又は第４０条の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する受注者の工事中止）

第４３条　受注者は、発注者が第３７条、第４０条又は第４１条において準用される第３４条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
２　発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第４４条　発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
⑴　履行の追完が不能であるとき。
⑵　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
⑶　工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
⑷　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）
第４５条　発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第５０条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
（発注者の催告による解除権）
第４６条　発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
⑴　第５条第４項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
⑵　正当な理由がなく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
⑶　工期内に工事を完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
⑷　第１０条第１項第２号に掲げる者を配置しなかったとき。
⑸　正当な理由なく、第４７条第１項の履行の追完をしないとき。
⑹　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
（発注者の催告によらない解除権）
第４７条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
⑴　第５条第１項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
⑵　第５条第４項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
⑶　この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
⑷　引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
⑸　受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
⑹　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
⑺　契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
⑻　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
⑼　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
⑽　第５０条又は第５１条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
⑾　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者をいう。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
カ　下請契約、資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
キ　受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材、原材料等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
第４８条　第４６条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。
（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第４９条　第４条第１項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第４６条各号又は第４７条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

２　受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

⑴　請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

⑵　工事完成債務

⑶　契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

⑷　解除権

⑸　その他この契約に係る一切の権利及び義務（第３０条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

３　発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

４　第１項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（受注者の催告による解除権）

第５０条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第５１条　受注者は、次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

⑴　第２０条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。

⑵　第２１条の規定による工事の施工の中止期間が工期の１０分の５（工期の１０分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第５２条　第５０条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第５３条　発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を必要最小限度破壊して検査することができる。

２　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

３　第１項の場合において、第３７条（第４０条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第４０条及び第４１条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第４６条、第４７条又は次条第３項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年２．５パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第４５条、第５０条又は第５１条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

４　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料及び寄託品があるときは、第１項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料及び寄託品が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

５　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

６　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有し、又は管理するこれらの物件を含

む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
7　前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、相当の期間内に物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
8　第４項前段及び第５項前段に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第４６条、第４７条又は次条第３項の規定によるときは発注者が定め、第４５条、第５０条又は第５１条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第４項後段、第５項後段及び第６項に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
9　工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。
（発注者の損害賠償請求等）
第５４条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
⑴　工期内に工事を完成することができないとき。
⑵　この工事目的物に契約不適合があるとき。
⑶　第４６条又は第４７条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
⑷　前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
2　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
⑴　第４６条又は第４７条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
⑵　工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
3　に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。
⑴　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）第７４条第１項の規定により選任された破産管財人
⑵　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第６７条第１項の規定により選任された管財人
⑶　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第２項の規定により選任された再生債務者等
4　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。
5　第１項第１号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年３．０パーセントの割合で計算した額とする。
6　第２項の場合（第４７条第９号及び第１１号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第４条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
（受注者の損害賠償請求等）
第５５条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
⑴　第５０条又は第５１条の規定によりこの契約が解除されたとき。
⑵　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
2　第３４条第２項（第４１条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年２．５パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。
（契約不適合責任期間等）
第５６条　発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第３３条第４項又は第５項（第４１条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
2　前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な

注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から１年が経過する日まで請求等をすることができる。
３　前２項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
４　発注者が第１項又は第２項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第７項において「契約不適合責任期間」という。）のうちに契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間のうちに請求等をしたものとみなす。
５　発注者は、第１項又は第２項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
６　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
７　民法第６３７条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
８　発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
９　この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第９４条第１項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成１２年政令第６４号）第５条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、１０年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
１０　引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督官の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

第５７条　受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書で定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
２　受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
３　受注者は、工事目的物及び工事材料等を第１項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（制裁金等の徴収）

第５８条　受注者が、この契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金の支払の日まで年３．０パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
２　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年３．０パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（違約金に関する特約）

第５９条　受注者（共同企業体にあっては、その構成員）が、次のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
⑴　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。
⑵　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
⑶　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが

確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

⑷　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第２号において同じ。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　この契約に関し、次のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の１０分の１に相当する額のほか、請負代金額の１００分の５に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

⑴　前項第１号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第７条の３第２項又は第３項の規定の適用があるとき。

⑵　前項第２号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第４号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

３　受注者は、契約の履行を理由として、前２項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第６０条　受注者が前条の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年３．０パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（あっせん又は調停）

第６１条　この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による愛知県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

２　前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督官の職務の執行に関する紛争については、第１２条第３項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第５項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第３項若しくは第５項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第６２条　発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第６３条　この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（補則）

第６４条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。